

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会委員等名簿

番号	町名	区分		氏名	役職名
1	天王町		町長	石川光男	会長
2		第2号委員	議会議長	後藤一志	
3		第2号委員	議会議員	堀井克見	
4		第2号委員	議会議員	千田正英	
5		第3号委員	住民代表	佐々木吉男	
6		第3号委員	住民代表	鈴木久米雄	
7		第3号委員	住民代表	三浦トシ子	
8	昭和町	第1号委員	町長	千田鐵太郎	副会長(職務代理)
9		第2号委員	議会議長	赤平末次郎	
10		第2号委員	議会議員	小林友明	
11		第2号委員	議会議員	大澤一義	
12		第3号委員	住民代表	舘岡哲	
13		第3号委員	住民代表	南都武男	
14		第3号委員	住民代表	淡路徹	
15	飯田川町	第1号委員	町長	小玉久男	副会長
16		第2号委員	議会議長	門間英也	
17		第2号委員	議会議員	佐藤正信	
18		第2号委員	議会議員	伊藤栄悦	
19		第3号委員	住民代表	伊藤義弘	
20		第3号委員	住民代表	鈴木政亞	
21		第3号委員	住民代表	小玉喜久子	
22	秋田県	第4号委員	秋田地域振興局長	三浦貞一	

天王町	監事	代表監査委員	米谷一成	
昭和町	監事	代表監査委員	鎌田勝美	
飯田川町	監事	代表監査委員	渡邊晋二	

新市名称応募に係る記念品贈呈者の抽選について

1. 記念品について

名付け親賞	1名	5万円の旅行券
優 秀 賞	9名	5千円の図書券

2. 名付け親賞、優秀賞の決定方法

名付け親賞（1名）は、新市の名称として選ばれた「潟上市」の応募者の中から、抽選し1名を決定する。抽選は、第13回合併協議会（4月15日昭和町農村環境改善センター）において公開で行う。

抽選方法は、「潟上市」応募者一覧の番号（番号は応募用紙到着順）を使用し、抽選器（回転式）により会長が行う。

優秀賞は、名付け親賞の抽選から漏れた応募者9名が対象となる。

3. 各賞の贈呈時期について

贈呈は、第14回合併協議会（5月20日天王町福祉センター）において「名付け親賞」の贈呈を行い、「優秀賞」は、贈呈対象者に事務局が贈呈する。

4. 名付け親賞、優秀賞受賞者の公表

名付け親賞、優秀賞の受賞者は、5月1日発行の協議会だより、協議会ホームページ、各町広報で公表する。

受賞者は、氏名と町名のみを公表する。

募集要項抜粋

（周知方法及び結果の公表）

第3条 名称応募の条件、方法及び結果の公表については、合併協議会ホームページ、合併協議会だより、3町の広報等により周知する。

（記念品贈呈）

第6条 記念品の贈呈対象者等については次のとおりとする。

贈呈対象者

賞品の贈呈対象者は、新市の名称として採用された名前を応募した者とする。

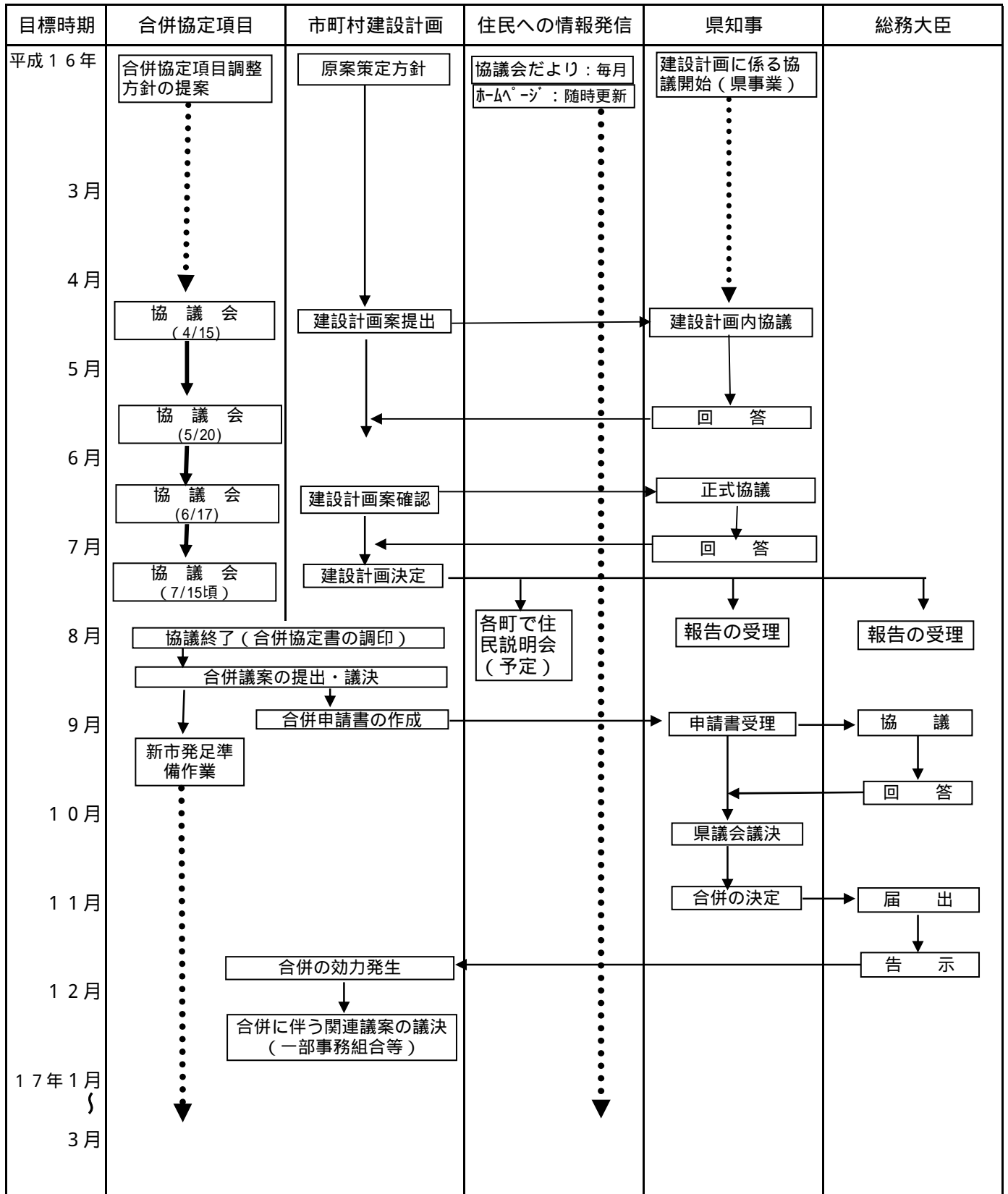
なお、該当する者が複数の場合は、抽選により決定するものとする。

「潟上市」応募者一覧

番号	応募者	町名
1	サトウ ヨシヒサ 佐藤 義久	昭和町
2	モンマ ミツオ 門間 光夫	昭和町
3	ウミヤマ コウジロウ 海山 弘次郎	天王町
4	トクハラ ツ キ コ 徳原 津喜子	昭和町
5	ササキ ハツエ 佐々木 初恵	昭和町
6	ハタケヤマ タダシ 畠山 忠	昭和町
7	ハタケヤマ ツネコ 畠山 常子	昭和町
8	ハタケヤマ ケンイチ 畠山 健一	昭和町
9	フジワラ ヒロコ 藤原 博子	昭和町
10	コバヤシ トモアキ 小林 友明	昭和町

番号は、応募用紙到着順に記載しています。

平成16年度事業計画に基づくスケジュール



報告第16号

新市建設計画（案）について

新市建設計画検討委員会から提出された新市建設計画(案)について、次のとおり報告する。

平成16年4月15日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会 長 石 川 光 男

平成16年 3月31日

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川光男様

新市建設計画検討委員会
委員長 佐々木吉和

新市建設計画（案）について

新市建設計画検討委員会は、合併協議会幹事会及び企画部会が作成した新市建設計画（素案）について検討、協議いたしました。

新市建設計画は、合併後の新市のまちづくりの基本となるものであることから、3町の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るとともに、地域の均衡ある発展に資するよう配慮し、委員のあらゆる観点からの意見調整を踏まえ、慎重に検討を進めてまいりました。

新市の将来像である「生き生き36000の夢づくり 一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市」の実現をめざし、地域住民のためよりよいまちづくりが進められることを望み、新市建設計画（案）を提出します。

新市建設計画検討委員会検討経過

第1回：平成15年10月27日（月）天王町福祉センター 14:00～15:50

開催内容

- (1) 委員長・副委員長の選任
 - 委員長 佐々木吉和委員(天王町)
 - 副委員長 加藤金一郎委員(昭和町)
 - " 鎌田善信委員(飯田川町)
- (2) 新市将来構想について説明

第2回：平成15年11月26日（水）天王町福祉センター 13:30～16:35

開催内容

- (1) 住民アンケート調査・住民説明会の結果報告
- (2) 新市建設計画（素案）について説明
 - 4章 主要施策
- (3) 班別協議（関係部会長出席）
 - 1班 環境班
 - 2班 インフラ整備班
 - 3班 福祉・保健班
- (4) 全体協議

第3回：平成15年12月2日（火）天王町福祉センター 14:00～17:00

開催内容

- (1) 新市建設計画（素案）について説明
 - 4章 主要施策
- (2) 班別協議（関係部会長出席）
 - 1班 産業振興班
 - 2班 教育・文化班
 - 3班 コミュニティ交流・行政班
- (3) 全体協議

第4回：平成16年1月9日（金）天王町福祉センター 13:30～15:30

開催内容

- (1) 新市建設計画（素案）について説明
 - 1章 序論～3章新市建設の基本方針
 - 6章 公共施設の適正配置と整備
 - 4章 主要施策
- (2) 全体協議

第5回：平成16年3月23日（火）天王町福祉センター 13:30～15:05

開催内容

- (1) 新市建設計画（素案）について説明
 - 4章 主要施策
 - 5章 県事業の推進
 - 7章 財政計画
- (2) 全体協議
- (3) 各委員コメント

建設計画検討委員会主要施策別班編成

項 目	氏 名	11月26日	12月 2日
天王町	佐々木 吉 和	インフラ整備	コミュニティ・交流・行政
	田 口 昇	環 境	教育・文化
	柏 崎 重 嗣	保健・福祉	産 業
	古 山 金 悦	インフラ整備	産 業
	加 藤 裕 一	環 境	教育・文化
	佐々木 美奈子	保健・福祉	コミュニティ・交流・行政
昭和町	加 藤 金一郎	環 境	産 業
	川 上 孝	インフラ整備	コミュニティ・交流・行政
	安 井 信 英	インフラ整備	教育・文化
	進 藤 文 明	保健・福祉	コミュニティ・交流・行政
	信 田 敏 幸	環 境	教育・文化
	吉 澤 カホル	保健・福祉	産 業
飯田川町	鎌 田 善 信	環 境	コミュニティ・交流・行政
	富 浪 常 紀	インフラ整備	コミュニティ・交流・行政
	鐙 セイ子	環 境	教育・文化
	宇 瀬 敬 悦	保健・福祉	産 業
	新 野 建 臣	インフラ整備	産 業
	石 川 郁 子	保健・福祉	教育・文化

開催日ごとの検討項目

開催日・項目	11月26日	開催日・項目	12月 2日
環 境	1. 自然環境の保全	産 業	15. 農林水産業の振興
	7. 公園・緑地の整備		16. 商工業の振興
	8. 衛生環境の整備		17. 観光・レクリエーションの振興
	9. 消防・防災・交通安全の推進		18. 起業の促進・支援
インフラ整備	2. 道路の整備	教育・文化	19. 生涯学習の推進
	3. 公共交通の充実		20. 幼児・学校教育の充実
	4. 市街地の整備		21. 文化、スポーツの振興
	5. 上下水道の整備		22. 地域コミュニティの推進
保健・福祉	6. 住環境の整備	コミュニティ・ 交流・行政	23. 男女共同参画社会の形成
	10. 保健・医療の充実		24. 地域間・国際交流の推進
	11. 社会福祉の充実		25. 情報化の推進
	12. 子育て支援の充実		26. 住民組織と行政との関係の再構築
	13. 地域福祉の充実		27. 市民活動の促進
14. 保険事業の充実	28. 行財政運営の効率化		

協議第15号 《継続協議》

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月28日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

- 1．議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。
- 2．新市の議会議員の定数は、 人とする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 6

協議事項	議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整内容	1. 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 2. 新市の議会議員の定数は、 人とする。		

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
定数 20人 任期満了日 平成19年2月15日	定数 18人 任期満了日 平成17年9月29日	定数 16人 任期満了日 平成18年10月29日	1 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 2 新市の議会議員の定数は、 人とする。

議会の定数特例・在任特例について(新設合併)

1 天王町、昭和町及び飯田川町の現状等

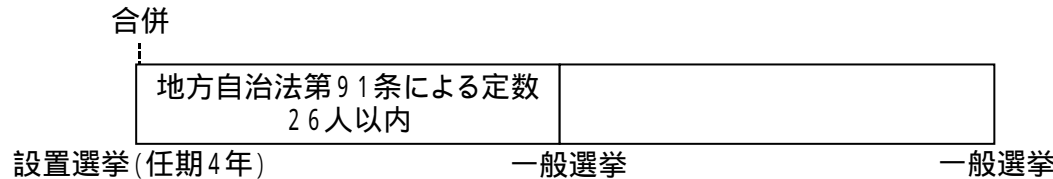
(単位:人)

	法定 議員定数	各町条例 議員定数	定数特例	在任特例
天王町	26	20	26 × 2	20
昭和町	18	18		18
飯田川町	18	16		16
計	62	54	52	54

人口 (平12国調)	任期
21,687	H19.2.15
8,997	H17.9.29
5,027	H18.10.29
35,711	

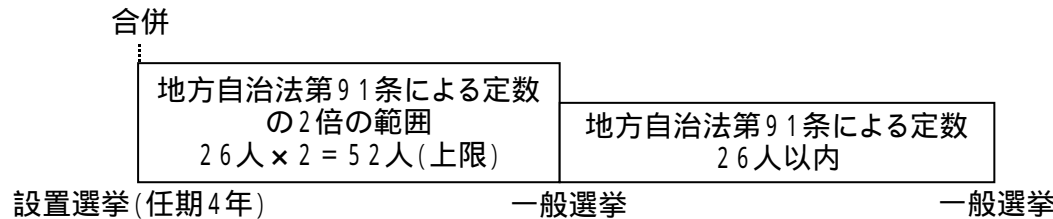
2 原則(特例措置の適用なし)

合併前の市町村の議員はすべて身分を失い、合併後50日以内に新たな議員の設置選挙を行う。



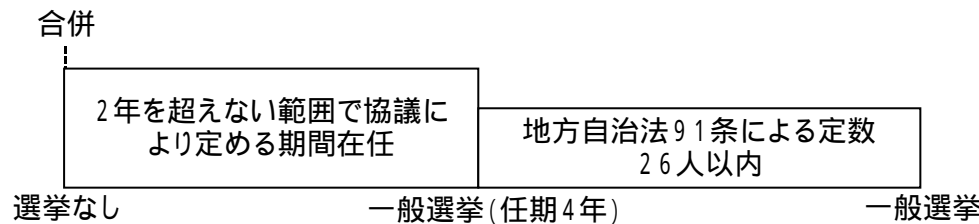
3 定数特例(特例法第6条第1項の適用)

合併する市町村が協議を行い、法定定数の2倍以内で議員定数を設定し、合併後50日以内に設置選挙を行う。



4 在任特例(特例法第7条第1項第1号の適用)

合併する市町村が協議を行い、合併前の市町村の議員全員が合併後2年以内の期間引き続き在任する。



参 考 資 料

県内合併協議会 議会議員の任期の取扱い

協議会で確認済

合併期日 平成16年11月1日とする。
人口 24,207人 (法定数)26人

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	在任特例期間
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会	3町村	在任	平成17年9月30日	22人 11ヶ月

	現在の議員定数	任期満了日
千畑町	18人(16人)	平成16年3月30日
六郷町	16人	平成19年4月30日
仙南村	16人	平成17年9月29日
計	50人(48人)	

H15.1.1選挙から16人

協議会で協議中

合併期日 平成17年3月までとする。
人口 92,843人 (法定数)30人

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	在任特例期間
本荘由利一市七町合併協議会	8市町	在任	平成17年10月31日	30人 7ヶ月

	現在の議員定数	任期満了日
本荘市	24人	平成19年4月29日
矢島町	16人	平成19年4月29日
岩城町	16人	平成16年7月27日
由利町	16人(14人)	平成15年12月7日
大内町	18人(16人)	平成17年9月29日
東由利町	14人	平成16年7月22日
西目町	14人	平成19年4月30日
鳥海町	16人	平成16年3月30日
計	134人(130人)	

H15.1.1選挙から14人
H15.1.1選挙から16人

参 考 資 料

協議会で協議中

合併期日 平成17年3月末日以前とする。
人口 33,565人 (法定数)26人

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況		在任特例期間
田沢湖・角館・西木合併協議会	3町村	在任	平成17年10月31日	24人	7ヶ月

	現在の議員定数	任期満了日
田沢湖町	20人	平成17年 9月29日
角館町	20人	平成16年 3月30日
西木村	16人	平成17年 9月29日
計	56人	

協議会で協議中

合併期日 平成17年3月31日以内とする。
人口 58,504人 (法定数)30人

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況		在任特例期間
湯沢雄勝合併協議会	4市町村	在任	(平成17年 9月30日)	(30人)	(6ヶ月)

	現在の議員定数	任期満了日
湯沢市	24人	平成19年 4月29日
稲川町	20人	平成17年 9月29日
雄勝町	18人	平成16年 4月14日
皆瀬村	14人	平成19年 4月29日
計	76人	

平成16年1月26日協議会
において、議員30人、
在任特例期間6ヶ月は賛
成少数で否決された。

参考資料

協議会で協議中

合併期日 平成17年3月22日とする。
人口 90,421人 (法定数)30人

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	在任特例期間
大曲仙北合併協議会	8市町村	在任	平成18年3月22日以内 30人	1年以内

	現在の議員定数	任期満了日
大曲市	24人	平成19年5月2日
神岡町	16人	平成16年3月30日
西仙北町	18人	平成16年2月29日
中仙町	20人	平成19年11月2日
協和町	18人	平成16年3月30日
南外村	14人	平成16年3月30日
仙北町	18人	平成16年3月30日
太田町	18人	平成16年3月30日
計	146人	

平成16年2月9日協議会
において、議員30人、
在任特例期間は1年以内
とすることが確認された。

議会議員の身分に関する参考資料

単位:千円

番 号	任 期	定 数	在任特例の場合の報酬総額 (54人の場合) (A)	設置選挙をした場合の在任特例期間対応報酬総額 (26人、24人、22人、20人) (B)		報酬総額差額 (A) - (B)
1	6ヶ月	54人	天王町の報酬とした場合 106,566	26人	51,601	54,965
				24人	47,675	58,891
				22人	43,749	62,817
				20人	39,823	66,743
2	1年	54人	天王町の報酬とした場合 213,133	26人	103,201	109,932
				24人	95,349	117,784
				22人	87,497	125,636
				20人	79,645	133,488
3	1年6ヶ月	54人	天王町の報酬とした場合 319,699	26人	154,802	164,897
				24人	143,024	176,675
				22人	131,246	188,453
				20人	119,468	200,231
4	2年	54人	天王町の報酬とした場合 426,266	26人	206,402	219,864
				24人	190,698	235,568
				22人	174,994	251,272
				20人	159,290	266,976

報酬の総額に6月、12月期末手当を含む。ただし、共済費負担金は含まず。

〈報 酬〉

天王町(議長:295,000円、副議長:265,000円、議員:245,000円)
昭和町(議長:285,000円、副議長:255,000円、議員:245,000円)
飯田川町(議長:270,000円、副議長:245,000円、議員:230,000円)

協議第16号 《継続協議》

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月28日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

1. 新市に1つの農業委員会を置き、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
2. 新市の選挙による委員の定数は、 人とする。また農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による選任による委員の定数は、 人とする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 7

協議事項	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	関係項目
調整の内容	<p>1. 新市に1つの農業委員会を置き、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2. 新市の選挙による委員の定数は、 人とする。また農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による選任による委員の定数は、 人とする。</p>	

	天王町	昭和町	飯田川町
現在の農業委員会委員の数及び任期	* 総数 17人	* 総数 15人	* 総数 15人
	選挙による委員 10人(定数10人)	選挙による委員 11人(定数11人)	選挙による委員 11人(定数12人)
	選任による委員 7人	選任による委員 4人	選任による委員 4人
	・農業協同組合推薦 1人	・農業協同組合推薦 1人	・農業協同組合推薦 1人
	・農業共済組合推薦 1人	・農業共済組合推薦 1人	・農業共済組合推薦 1人
	・町議会推薦 5人	・町議会推薦 2人	・町議会推薦 2人
	*任期満了日 平成17年7月19日	*任期満了日 平成17年7月19日	*任期満了日 平成17年7月19日
農地面積(ha) 1,499	農地面積(ha) 977	農地面積(ha) 648	
農家数(戸) 726 (平成12年2月1日現在農林業センサス)	農家数(戸) 766 (平成12年2月1日現在農林業センサス)	農家数(戸) 362 (平成12年2月1日現在農林業センサス)	

区 分		選任方法等	定 数	任 期	根 拠 法 令
新市に 1 つの委員会を置く 場合	原 則	新たに選挙する	条例で定める数	3 年	農業委員会等に関する法律第 3 条、第 7 条及び第 15 条の各 第 1 項
	特 例	右記の定数を超えるときは、合併関係市町村の選挙による委員で互選する	協議により 80 を超えず 10 を下らない数	合併後 1 年を超えない範囲で合併関係市町村の協議で定める期間	農業委員会等に関する法律第 3 条、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項、第 2 項

在任特例の場合

【参考】合併後の農業委員会の委員

選挙による委員 《32人》

*現在の3町の農業委員が、合併の日から1年を超えない範囲で引き続き在任する。
「市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号」

天王町 10人
昭和町 11人
飯田川町 11人

選任による委員 《8人以内》

*現在の委員は合併前日に失職し、新たに選任する。
「農業委員会等に関する法律第12条」

農業協同組合が推薦した理事 2人 (1号委員)
農業共済組合が推薦した理事 1人 (1号委員)
市議会が推薦した学識経験者 5人以内(2号委員)

参考資料

県内合併協議会 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議会で確認済

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	選挙による委員
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会	3町村	在任	平成17年7月19日	20人

	委員定数合計	選挙による委員	議会推薦	農協・共済推薦	任期満了日
千畑町	16人	12人	2人	2人	平成17年7月19日
六郷町	12人	10人	1人	2人	平成17年7月19日
仙南村	16人	10人	3人	3人	平成17年7月19日
計		32人			

協議会で確認済

農業委員会選挙人名簿数 34,857人(平成14年3月31日)

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	選挙による委員
大曲仙北合併協議会	8市町村	在任	平成17年7月19日	40と30人

2つの農業委員会 旧市町村ごとに選挙区を設ける

大曲市・中仙町・仙北町・太田町 40人 + (7)
 神岡町・西仙北町・協和町・南外村 30人 + (7)
 選挙による人数 + 選任委員

	委員定数合計	選挙による委員	議会推薦	農協・共済推薦	任期満了日
大曲市	22人	17人	3人	2人	平成17年7月19日
神岡町	15人	10人	3人	2人	平成17年7月19日
西仙北町	16人	13人	1人	2人	平成17年7月19日
中仙町	20人	14人	4人	2人	平成17年7月19日
協和町	15人	12人	1人	2人	平成17年7月19日
南外村	14人	10人	2人	2人	平成17年7月19日
仙北町	17人	12人	3人	2人	平成17年7月19日
太田町	18人	12人	4人	2人	平成17年7月19日
計		100人			

参考資料

協議会で協議中

農業委員会選挙人名簿数 7,411人(平成14年3月31日)

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	選挙による委員
田沢湖・角館・西木合併協議会	3町村	在任	平成17年7月19日	20人

	委員定数合計	選挙による委員	議会推薦	農協・共済推薦	任期満了日
田沢湖町	19人	14人	3人	2人	平成17年7月19日
角館町	16人	11人	3人	2人	平成17年7月19日
西木村	15人	10人	3人	2人	平成17年7月19日
計		35人			

協議会で確認済

農業委員会選挙人名簿数 19,468人(平成14年3月31日)

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	選挙による委員
湯沢雄勝合併協議会	4市町村	在任	平成17年7月31日	40人

	委員定数合計	選挙による委員	議会推薦	農協・共済推薦	任期満了日
湯沢市	24人	20人	2人	2人	平成17年7月19日
稲川町	14人	10人	2人	2人	平成17年7月19日
雄勝町	18人	15人	1人	2人	平成17年7月19日
皆瀬村	14人	10人	2人	2人	平成17年7月19日
計		55人			

協議会で確認済

農業委員会選挙人名簿数 25,515人(平成15年3月31日)

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	選挙による委員
横手平鹿合併協議会	6市町村	在任	平成17年7月19日	40人

	委員定数合計	選挙による委員	議会推薦	農協・共済推薦	任期満了日
横手市	26人	20人	4人	2人	平成17年7月19日
平鹿町	22人	18人	2人	2人	平成17年7月19日
雄物川町	22人	16人	3人	3人	平成17年7月19日
大森町	18人	13人	3人	2人	平成17年7月19日
大雄村	14人	10人	2人	2人	平成17年7月19日
山内村	16人	12人	2人	2人	平成17年7月19日
計		89人			

農業委員会調整会議による農業委員会の 定数及び任期の取扱いについて（案）

（会議の経緯）

1. 日時 平成15年8月7日（金） 午後3時
2. 場所 昭和町役場第4会議室
3. 出席者 天王町、昭和町、飯田川町各農業委員会会長 3名、会長職務代理者 3名
各町農業委員会事務局長 3名、事務局員 3名 計 12名
4. 案件 町村合併に基づく農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

（法）農業委員会等に関する法律
（施）農業委員会等に関する法律施行令

農業委員会の数について 1つ （法第3条第1号）

（検討事項）

1. 委員の任期について 平成17年7月19日までとする。
理由： 現委員の任期は3町とも同一であり、全国統一選挙の平成17年7月19日までとする。

2. 農業委員の定数（選挙委員） 20人以内（法7条1号、施第2条の2）
理由： 地区の農家数1,854戸を、秋田県における選挙委員一人当りの平均農家数93戸で割って算出した。

3. 農業委員の定数（選任委員） 6名
理由： この管内に秋田みなみ、あきた湖東と農協は2つあるので2名（法第12条第1号）決定
共済組合は秋田地域農業共済が1つであり1名（法第12条第1号）決定
市議会が推薦した学識経験者として旧町から各1名の3名とする。（法第12条第2号）5名以内

4. 選挙区について 3選挙区（法第10条の2、施第5条）
理由： 農地の地域的な実情を考慮し、当面は旧町単位に選挙区を設置する。
選挙区の設置による委員の定数は、平成16年3月31日に確定する登録選挙人の人数により調整する。
将来は1つの選挙区とする方向で検討する。

3. 在任特例後、最初に行われる選挙は、農業委員会に旧町単位とする選挙区を設置する。
ただし、各選挙区の委員の定数は、平成16年3月31日確定する登録選挙人の数により調整する。

納税関係事業の取扱いについて

納税関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 3月26日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

- 1．納税貯蓄組合補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。
- 2．納税貯蓄組合連合会については、新市において統合できるように調整に努める。補助金については、新市において調整する。
- 3．法人納税組合に対する補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。
- 4．確定申告納税相談については、当面、現行のとおりとする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 4

協議事項	納税関係事業	関係項目	
調整内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 納税貯蓄組合補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。 2 納税貯蓄組合連合会については、新市において統合できるように調整に努める。補助金については、新市において調整する。 3 法人納税組合に対する補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。 4 確定申告納税相談については、当面、現行のとおりとする。 		

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
納税貯蓄組合	・規約、規定等 天王町納税貯蓄組合補助金規則 ・組合数 60 組合 ・補助金交付 6,858,060 円 (平成14年度決算額)	・規約、規定等 補助金なし	・規約、規定等 飯田川町納税貯蓄組合奨励規則 ・組合数 28 組合 ・奨励金交付 5,137,545 円 (平成14年度決算額) *平成15年度をもって廃止	納税貯蓄組合補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
納税貯蓄組合 連合会	<p>天王町納税貯蓄組合連合会規約</p> <p>・天王町納税貯蓄組合連合会 補助金 180,000 円 (平成14年度決算額)</p> <p>役員 会長1名、副会長1名、 理事5名、監事3名 会計書記2名</p>	<p>昭和町納税貯蓄組合連合会規約</p> <p>・昭和町納税貯蓄組合連合会 補助金 0 円</p> <p>役員 会長1名、副会長1名、 理事5名、監事2名</p>	<p>飯田川町納税貯蓄組合連合会規約</p> <p>・飯田川町納税貯蓄組合連合会 補助金 144,000 円 (平成14年度決算額)</p> <p>役員 会長1名、副会長1名、 理事6名、監事3名、 会計1名、幹事2名、顧問1名</p>	<p>新市において統合できるように調整に努める。 補助金については、 新市において、調整する。</p>
法人納税組合			<p>・飯田川町法人納税組合 1 組合 補助金 100,000 円 (平成14年度決算額)</p>	<p>当面、現行のとおりとし、 新市において調整する。</p>
確定申告納税 相談会場	<p>18カ所</p> <p>勤労青少年ホ - ム 大崎ことぶき荘 追分地区児童館 羽立ことぶき荘 出戸新町ことぶき荘 塩口ことぶき荘 上出戸分館 江川ことぶき荘 下出戸分館 天王ことぶき荘 三軒屋ことぶき荘 羽立北野分館 細谷ことぶき荘 児玉ことぶき荘 蒲沼ことぶき荘 天王町公民館 二田農村婦人の家 天王本郷コミュニ ティセンタ -</p>	<p>5カ所</p> <p>昭和町役場 南部児童館 上虻川集落農事集会所 豊川コミュニティ 湖南交流センタ -</p>	<p>1カ所</p> <p>飯田川町役場</p>	<p>当面、現行のとおりとする。</p>

区分	組合数	組合員数(人)	補助金(奨励金含)千円		補助金等交付の有無	
			団体	金額		
1	秋田市	317	8,493	234	5,356	
2	能代市	124	3,369	124	1,016	
3	横手市	34	1,000	34	4,700	
4	大館市	151	12,751	151	10,458	
5	本荘市	125	9,634	125	7,728	
6	男鹿市	98	4,029	77	4,176	
7	湯沢市	164	9,924	164	11,780	
8	大曲市	237	4,532	237	5,129	
9	鹿角市	282	6,757	282	4,388	
10	小坂町	1	93	1	240	
11	鷹巣町	68	2,109	68	1,766	
12	比内町	101	1,519	101	1,559	
13	森吉町	112	1,975	112	3,350	
14	阿仁町	74	1,012	74	3,205	
15	田代町	70	2,067	70	5,474	
16	合川町	118	1,627	118	4,572	
17	上小阿仁村	33	689	33	3,492	
18	琴丘町	73	2,409	73	4,296	
19	二ツ井町	71	2,409	71	7,791	
20	八森町	27	1,127	27	3,170	
21	山本町	122	1,741	122	5,306	
22	八竜町	84	1,393	84	225	
23	藤里町	47	985	47	2,918	
24	峰浜村	47	1,330	47	3,474	
25	五城目町	79	3,530	79	2,702	
26	昭和町	38	2,739	0	0	x
27	八郎潟町	30	2,171	30	1,572	
28	飯田川町	28	1,420	28	5,138	
29	天王町	60	2,857	60	6,858	
30	井川町	104	1,254	104	3,614	
31	若美町	53	855	53	1,980	
32	大潟村	15	568	0	0	x
33	河辺町	76	1,704	76	7,133	
34	雄和町	12	161	12	63	
35	仁賀保町	138	3,311	138	4,710	
36	金浦町	40	1,532	40	200	
37	象潟町	76	2,705	76	1,751	
38	矢島町	30	740	30	773	
39	岩城町	67	1,337	67	2,628	
40	由利町	43	5,273	43	680	
41	西目町	12	1,762	12	500	
42	鳥海町	76	1,789	73	7,283	
43	東由利町	61	1,281	61	1,383	
44	大内町	51	5,008	51	2,653	
45	神岡町	43	2,910	43	8,500	
46	西仙北町	102	2,531	102	7,191	
47	角館町	160	2,957	160	16,277	
48	六郷町	32	531	32	882	
49	中仙町	122	2,834	122	5,339	
50	田沢湖町	126	2,491	126	13,425	
51	協和町	71	1,985	71	5,100	
52	南外村	44	1,241	44	3,705	
53	仙北町	66	2,194	66	2,484	
54	西木村	72	1,117	72	2,999	
55	太田町	56	2,000	56	3,685	
56	千畑町	62	1,994	62	5,711	
57	仙南村	83	2,032	83	4,136	
58	増田町	41	3,067	41	5,153	
59	平鹿町	22	2,557	22	5,821	
60	雄物川町	107	2,472	107	10,365	
61	大森町	67	957	67	5,428	
62	十文字町	53	2,810	53	8,749	
63	山内村	8	186	8	775	
64	大雄村	1	92	1	503	
65	稲川町	74	2,780	74	3,335	
66	雄勝町	74	2,512	74	7,276	
67	羽後町	168	3,979	168	18,692	
68	東成瀬村	1	65	0	0	x
69	皆瀬村	24	714	24	1,100	
	市計	1,532	60,489	1,428	54,731	9
	町村計	3,816	113,490	3,759	249,090	57
	合計	5,348	173,979	5,187	303,821	66

組合数及び組合員数は平成15年7月1日現在、補助金の対象団体及び金額は平成14年度実績であるため、組合数と補助金の交付団体数の合計は一致しない。

保育園・幼稚園事業の取扱いについて

保育園・幼稚園事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 4月15日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

保育園・幼稚園事業の取扱いについては次のとおりとする。

1. 保育料については、国の基準を原則に、合併時までに調整する。ただし、旧飯田川町地区に居住する5歳児の保育料は、平成17年度は全額、平成18年度は2/3、平成19年度は1/3減免した金額とする。
2. 特別保育事業については、新市において調整する。
3. 幼稚園使用料については、天王町の例による。ただし旧飯田川町地区の幼稚園使用料については、幼保一体化を考慮し、保育料と同一とする。
4. 幼稚園奨励補助金及びすこやか子育て支援事業費補助金については、現行のとおりとする。
5. 幼児バスの運行については、当面、現行のとおりとし、新市において運行経路等を検討する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 12

協議事項	保育園・幼稚園事業	関係項目	
調整内容	<p>保育園・幼稚園事業の取扱いについては次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育料については、国の基準を原則に、合併時まで調整する。 ただし、旧飯田川町地区に居住する5歳児の保育料は、平成17年度は全額、平成18年度は2/3、平成19年度は1/3減免した金額とする。 2 特別保育事業については、新市において調整する。 3 幼稚園使用料については、天王町の例による。ただし旧飯田川町地区の幼稚園使用料については、幼保一体化を考慮し、保育料と同一とする。 4 幼稚園奨励補助金及びすこやか子育て支援事業費補助金については、現行のとおりとする。 5 幼児バスの運行については、当面、現行のとおりとし、新市において運行経路等を検討する。 		

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
保 育 園(所)	保育所数及び定員 町立 4箇所 定員 330人 現員 306人 15.4.1現在 保育料 次ペ - ジ	保育所数及び定員 町立 3箇所 定員 270人 現員 228人 15.4.1現在 保育料 次ペ - ジ	保育所数及び定員 町立 1箇所 定員 100人 現員 83人 15.4.1現在 保育料 次ペ - ジ	保育料については、国の基準を原則に、合併時に調整する。ただし、旧飯田川町地区に居住する5歳児の保育料は、平成17年度は全額、平成18年度は2/3、平成19年度は1/3減免した金額とする。
特別保育事業	障害児保育 全園 乳児保育 指定園(二田保育園) 指定園(湖岸保育園) 指定園(追分乳児保育所)	障害児保育 全園 乳児保育 指定園(中央保育園)	障害児保育 全園(飯田川保育園) 乳児保育 全園(飯田川保育園) 一時保育 全園(飯田川保育園)	新市において調整する。

参 考 資 料

現 況

天王町				昭和町				飯田川町				国			
平成16年度保育料徴収金基準額表				平成16年度保育料徴収金基準額表				平成16年度保育料徴収金基準額表				平成16年度保育所徴収金基準額表			
階層区分				階層区分				階層区分				階層区分			
第1	生活保護法による被保護世帯			第1	生活保護法による被保護世帯			第1	生活保護法による被保護世帯			第1	生活保護法による被保護世帯		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯			第2	市町村民税非課税世帯			第2	市町村民税非課税世帯			第2	市町村民税非課税世帯		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
	6,700	4,700	4,700		9,000	6,000	6,000		9,000	6,000	6,000		9,000	6,000	6,000
第3	市町村民税課税世帯			第3	市町村民税課税世帯			第3	市町村民税課税世帯			第3	市町村民税課税世帯		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
	17,000	12,400	12,400		19,500	16,500	16,500		19,500	16,500	16,500		19,500	16,500	16,500
第4	所得税64,000円未満			第4	所得税64,000円未満			第4	所得税64,000円未満			第4	所得税64,000円未満		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
	25,000	20,300	20,300		30,000	27,000	27,000		30,000	26,000	26,000		30,000	27,000	27,000
第5	所得税64,000円以上160,000円未満			第5	所得税64,000円以上160,000円未満			第5	所得税64,000円以上160,000円未満			第5	所得税64,000円以上160,000円未満		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
	35,000	30,100	30,100		37,000	30,000	30,000		40,000	30,000	30,000		44,500	41,500	41,500
第6	所得税160,000円以上408,000円未満			第6	所得税160,000円以上408,000円未満			第6	所得税160,000円以上408,000円未満			第6	所得税160,000円以上408,000円未満		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
	42,400	35,000	31,200		45,000	33,000	33,000		45,000	31,000	31,000		61,000	58,000	58,000
第7	所得税408,000円以上			第7	所得税408,000円以上			第7	所得税408,000円以上			第7	所得税408,000円以上		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
	49,000	37,500	31,200		49,000	35,000	35,000		51,000	32,000	32,000		80,000	77,000	77,000
								* 5歳児は無料							

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
幼稚園	幼稚園数及び定員 町立 2箇所 定員 360人 現員 230人 15.5.1現在 幼稚園の使用料 年額 66,000円 給食費 " 44,400円 教材費等 " 12,120円 計 122,520円	なし	幼稚園数及び定員 町立 1箇所 定員 200人 現員 59人 15.5.1現在 幼稚園の使用料 保育料と同一	幼稚園使用料については、天王町の例による。ただし旧飯田川町地区の幼稚園使用料については、幼保一体化を考慮し、保育料と同一とする。
幼稚園奨励補助金	対象 満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児	左に同じ	左に同じ	現行のとおり
すこやか子育て支援事業費補助金	対象 第1子で1歳に満たない園児 第3子以降	左に同じ	左に同じ	現行のとおり
幼児バス運行	運行対象地域 二田保育園 天王、東湖小学校区 湖岸保育園 湖岸、天王地域 追分保育園 追分、出戸小学校区 天王幼稚園 天王小学校区 出戸幼稚園 出戸小学校区	なし	運行対象地域 若竹幼児教育センター - 飯田川町全域	当面、現行のとおりとし、新市において運行経路等を検討する。

協議第56号

学校教育関係事業の取扱いについて

学校教育関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 4月15日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

- 1．奨学金貸付事業については、当面、現行のとおりとし、新市において、速やかに統合できるよう調整に努める。
- 2．修学旅行助成事業については、合併時に廃止する。
- 3．要保護・準要保護児童生徒就学援助及び特殊教育就学奨励制度については、現行のとおりとする。
- 4．学校給食については、現行のとおりとする。
- 5．遠距離通学費補助事業については、合併時に廃止する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 25

協議事項	学校教育関係事業	関係項目	
調整内容	1. 奨学金貸付事業については、当面、現行のとおりとし、新市において、速やかに統合できるよう調整に努める。 2. 修学旅行助成事業については、合併時に廃止する。 3. 要保護・準要保護児童生徒就学援助及び特殊教育就学奨励制度については、現行のとおりとする。 4. 学校給食については、現行のとおりとする。 5. 遠距離通学費補助事業については、合併時に廃止する。		

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
奨学金貸付事業	<p>名称 天王町育英会奨学金</p> <p>予算 奨学金補助(育英基金条例)</p> <p>貸付対象 高等学校(これと同程度の学校)以上に在学する生徒 天王町に2年以上在任する住民の子弟 学資金の支弁が困難である家庭の者</p> <p>育英会奨学金 82,988千円</p> <p>貸付金額 高等学校 月額1万3千円以内 高等専門学校 月額1万5千円以内 各種専修学校、短大、大学 月額3万円以内</p> <p>貸付方法 年12期に分けて貸与</p> <p>貸付期間 貸与を受けた月から、その学校における正規の就業時間</p> <p>貸付利子 無利子</p> <p>返還方法 卒業後1年据置後、貸与期間の倍の期間 但し、貸与期間が4年以上の場合は8年 元金均等月賦方式あるいは一時金返還</p> <p>選考委員会 理事 15名 任期 2年</p>	<p>名称 昭和町育英会奨学金</p> <p>予算 育英会資金特別会計(育英会規則、育英費貸与規則)</p> <p>貸付対象 中卒専門学校、高等学校、高卒専門学校、大学生、大学院生 昭和町に1年以上居住し、経済事情のある学生</p> <p>育英会奨学金 13,440千円</p> <p>貸付金額 中学校卒専門学校、高等学校 年額 15万円 高校卒専門学校、大学生、大学院生 年額 20万円</p> <p>貸付方法 年一括貸与</p> <p>貸付期間 貸与を受けた月から、その学校における正規の就業時間</p> <p>貸付利子 無利子</p> <p>返還方法 卒業後6ヶ月据置、大学卒業者8年以内、 高校卒業者5年以内 年賦または半年賦</p> <p>理事会 理事 8名 任期 2年</p>	<p>名称 飯田川町奨学資金</p> <p>予算 奨学金補助(奨学資金貸し付け要綱)</p> <p>貸付対象 高等学校、大学 飯田川町に本人が住所を有する者</p> <p>飯田川町奨学資金 2,901千円</p> <p>貸付金額 月額 1万円以内</p> <p>貸付方法 年一括貸与</p> <p>貸付期間 貸与を受けた月から、その学校における正規の就業時間</p> <p>貸付利子 無利子</p> <p>返還方法 卒業後6ヶ月据置、6年以内 月賦</p>	<p>当面、現行のとおりとし、 新市において、速やかに 統合できるように、調整 に努める。</p>

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況				具体的な調整方法	
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町		
修学旅行助成金 (町単独事業)	小学生	児童 未実施 引率 16,000円/1人	小学生 未実施	合併時に廃止する。	
	中学校	児童 800円/1人 引率 40,000円/1人	中学校 未実施		
要保護・準要保護児童生徒就学援助及び特殊教育就学奨励費補助金	対象(要) 児童または生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である場合 対象(準) 児童または生徒の保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している場合		左に同じ	左に同じ	現行のとおり
学校給食	完全給食 週5回 調理方式 単独校調理場(自校方式) 給食費 天王小学校 年 49,920円 出戸小学校 年 48,187円 東湖小学校 年 47,802円 追分小学校 年 48,000円 天王中学校 年 54,054円 天王南中学校 年 53,863円 小学校は252円/食 中学校は285円/食		完全給食 週5回 調理方式 単独校調理場(自校方式) 給食費 大久保小学校 年 48,450円 豊川小学校 年 50,100円 両校とも 255円/食	完全給食 週5回 調理方式 単独校調理場(自校方式) 給食費 飯田川小学校 年 49,000円 256円/食	現行のとおり
	羽城中学校 完全給食 週5回 調理方式 単独校調理場(自校方式) 給食費 年 61,000円 307円/食				
遠距離通学費補助事業 (小学校)	未実施	対象者 大久保小学校へ路線バスを利用して通学する児童(大清水地区) 補助内容 バス定期代(全額) 年2回	未実施	合併時に廃止する。	

協議第57号

年末年始の休日の取扱いについて

年末年始の休日の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 4月15日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

新市の年末年始の休日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 29

協議事項	年末年始の休日	関係項目	
調整内容	新市の年末年始の休日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。		

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
年末年始の休日	・12月29日から翌年の 1月3日までの日	・12月31日から翌年の 1月5日までの日 昭和町の休日を定める条例 改正年月日 平成13年3月23日 改正趣旨 町民の社会経済生活等に配慮し改正。	・12月29日から翌年の 1月3日までの日	新市の年末年始の休日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

協議第58号

新市建設計画について

新市建設計画について、別紙のとおり提案する。

平成16年 4月15日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

平成 年 月 日確認

次回開催日について

第14回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成16年 5月20日(木) 午後2時~

開催場所 天王町福祉センター

第15回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成16年 6月17日(木) 午後2時~

開催場所 飯田川町公民館